

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、一級建築士各種手続きにおいて、 郵送による申請受付・免許証明書の交付を行っています

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、一級建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送による申請受付・免許証明書の交付を行うことと致します。

■郵送により申請する際の必要書類等

- ・一級建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続のページをご確認ください。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。
- ・送付は『レターパックプラス』にて行ってください。
※郵送料は申請者のご負担となります。
※レターパックライトは、ポスト投函により紛失の恐れがあるため使用できません。

なお、新規申請（一級・構設）と、再交付（亡失）以外は、既存の免許証明書（または免許証）の返却が必要になります。免許証明書の交付後、速やかに申請した都道府県建築士会に持参または郵送してください。詳細は最下段に記載の「旧免許証明書（または免許証）の返却について」をご覧ください。

■郵送による免許証明書の受取方法

【窓口での申請の場合】

原則として、申請時に返送先の必要事項（お届け先の住所、氏名、電話番号）を記入したレターパックプラスを提出してください。

【郵送による申請の場合】

返送先の必要事項（お届け先の住所、氏名、電話番号）を記入した『レターパックプラス』を同封して申請を行ってください。

※レターパックプラスの料金は申請者のご負担となります。

※レターパックライトは、ポスト投函により紛失の恐れがあるため使用できません。

■旧免許証明書（または免許証）の返却について

【窓口での交付の場合】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。

送られた交付通知ハガキ、印鑑（認印可）、旧免許証明書（または免許証）をご準備いただき、申請された都道府県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

建築士免許証明書に同封されている「一級建築士建築士免許証返却のお願い」をご確認いただき、お手元にある旧免許証明書（または免許証）を10日以内に申請された都道府県建築士会に持参または郵送してください。